



関西大学独逸文学会会則

その他のタイトル	Satzung der Gesellschaft für Germanistik der Kansai Universität
雑誌名	独逸文學
巻	63
ページ	145-146
発行年	2019-03-20
URL	http://hdl.handle.net/10112/00018685

関西大学独逸文学会会則

- 第1条 本学会は関西大学独逸文学会と称する。
- 第2条 本学会はドイツ語学・文学・文化・ドイツ語教育の研究および普及をはかることを目的とする。
- 第3条 本学会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 毎年1回総会を開く。
 2. 毎年研究発表会を開く。
 3. 毎年機関誌を発行する。
 4. その他研究会、講演会などを行う。
- 第4条 本学会は次の会員で組織する。
1. 本学の専任教員で本学会の趣旨に賛同する者。
 2. 本学学部学生・大学院生ならびに卒業生で本学会の趣旨に賛同する者。
 3. その他本学会の趣旨に賛同する者。
- 第5条 本学会は会長1名・幹事会を置く。
1. 会長は幹事会が会員の中から推薦し、総会が嘱任する。任期は2年とし再任を妨げない。
 2. 幹事会は、本学専任教員の会員で構成する。
- 第6条 本学会は企画委員会、編集委員会、および会計委員を置く。企画委員、編集委員、会計委員は、幹事会が会員の中から委嘱する。委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 第7条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第8条 会費（年額）は次の通り。常勤職を持つ一般会員（＝会計区分A）は6,000円、常勤職を持たない一般会員（＝会計区分B）は4,000円、大学院生を含む学生会員（＝会費区分C）は500円。（会費区分については自己申告とする。また本学専任教員は別途定める。）会費滞納3年で会員の資格を失う。
- 第9条 本学会の事務室は本学文学部ドイツ学専修合同研究室に置く。
- 第10条 会則の変更は幹事会を経て総会の審議によって行う。

付則 この会則は2015年4月1日から適用する。